

令和5年度 受講対象者について

主任介護支援専門員の役割（多職種との連携、介護支援専門員に対する助言指導、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくり等）を実践する意思のある者で、居宅サービス計画等を提出することにより、研修実施機関においてその内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、申込時点（実務経験年数については令和5年3月31日現在）で次の（1）から（6）のすべての要件を満たす者。

- （1）登録地が群馬県で、現に介護支援専門員として従事※している者。
- （2）専門研修課程Ⅰ及びⅡの修了者である。
- （3）主任介護支援専門員研修の受講歴がある場合、主任の有効期間が満了している。
- （4）この研修のすべてを受講できる。
- （5）本研修の事例研究で使用する実践事例や事前課題（居宅サービス計画等）を提出することができ、主任介護支援専門員の役割を実践する意思がある。
- （6）次のいずれかに該当する者。

該当要件
<p><b>A 専任の介護支援専門員の実務経験が5年（60ヶ月）以上</b> 専任(常勤かつ専従)の<u>介護支援専門員として従事※</u>した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。</li> <li>・「専従」とは介護支援専門員業務以外の職務には従事していないことをいう。 すなわち、「常勤かつ専従」とは、<u>指定申請書における勤務形態一覧表で勤務形態が「A」</u>のこと。</li> <li>・ただし、居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員については、当該事業所の管理者との兼務に限り、該当期間として算定できるものとする。（居宅介護支援事業所以外の事業所・施設の管理者(小規模多機能居宅介護の管理者含む)や、他の職種（生活相談員・看護師等）との兼務期間は算定できません。）</li> <li>・地域包括支援センターにおいて、社会福祉士および保健師(看護師)として配置されていた期間は実務経験に算定できません。また、現在介護支援専門員として配置をされていない場合は受講対象者になりません。</li> </ul>
<p><b>B 日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネージャー等</b> 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任（常勤かつ専従）の<u>介護支援専門員として従事※</u>した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、常勤で、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は、期間として算定できるものとする。）</p>
<p><b>C ケアマネジメントリーダー養成研修修了者</b> 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。「主任介護支援専門員に準ずる者」とは次の①～③のすべての要件を満たす者をいう</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ケアマネジメントリーダー養成研修（H14～17年度に開催された国の研修）を修了した者</li> <li>②介護支援専門員としての実務経験※を有する者</li> <li>③介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援などに関する知識と能力がある者</li> </ol>
<p><b>D-ア 介護支援専門員としての実務経験※が5年以上あり、県が実施する介護支援専門員研修において講師を務めた経験があるか、現に務めている者で県が適当と認める者。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーターや事例発表等補助的な役割の場合は含まない</li> </ul>
<p><b>D-イ 居宅介護支援事業所と在宅介護支援センター、または、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターランチとの兼務で、通算5年（60か月）以上介護支援専門員として従事※している者。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が同一敷地内にあり、常勤で勤務している者。</li> </ul>

## 【対象事業所等一覧】①～⑩

受講申込書の「実務従事期間の詳細」をご記入時に参照してください。

### ※「介護支援専門員として従事」、「介護支援専門員としての実務経験」について

下記【対象事業所等一覧】の事業所又は施設において、『介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行う』ことを指します。

下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行う等、介護サービス計画書の作成を行っていない場合は、「介護支援専門員として従事」「介護支援専門員としての実務経験」に該当しません。

#### 【対象事業所等一覧】

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス事業者